草津あんしんいきいきプラン第8期計画における事業の方向性

【資料5】

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
1．地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築	(1)地域ケアネットワークの構築	1	「学区の医療福祉を考える会議」の推進	○医療・介護・福祉関係者や地域の高齢者を支える関係者が集まり、高齢者の現状や課題を共有し、地域のネットワークの構築を図りながら、課題解決に向けた会議を小学校区ごとに開催し、高齢者がサービスや資源を活用しながら生活できるような体制づくりを進めます。 ○未開催学区については、地域包括支援センターとともに市社会福祉協議会やまちづくり協議会と連携・協議しながら、開催に向けた取組みを進めていきます。	内容変更	事業名称を「地域ケア会議の推進」とし、事業内容を「地域ケア個別会議から抽出された地域課題の分析を積み重ねることにより、地域に共通する課題を明らかにし、学区の医療福祉を考える会議において多様な関係者間で地域課題を共有し課題解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につながる仕組みづくりを行います。」に変更する。
		2	生活支援体制整備事業の推進	○市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、様々な活動主体が集まる協議体において、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いとなる「ネットワークの構築」や「支援ニーズと取組みマッチング」、「地域資源の創出」が進められるよう、地域の実情に合わせた支援を行います。	継続	
		3	小地域ネットワーク活動の推進	○学区社協や町内会、民生委員・児童委員、福祉委員、市社会福祉協議会、行政などが地域の課題や活動の展開についてともに考えられるよう、地域でのネットワークづくりを進めます。 ○市では、中間支援組織である市社会福祉協議会と連携を図り、新たな地域福祉活動の取組みを支援することにより、地域に応じたきめ細やかなセーフティネットの構築を推進します。 ○市社会福祉協議会では、地域福祉活動の中核を担う学区社協への支援強化のため、各学区を担当する地域福祉コーディネーターを配置します。	継続	
		4	民生委員・児童委員における見守り活動の促進	○地域の中でひとり暮らし高齢者などが孤立しないよう、日常的な見守り、声かけ、個別相談、訪問や「いきいきサロン」の運営等を通じて、支援活動に取り組みます。 ○地域の敬老会などの高齢者が集う場に積極的に参加・協力し、顔見知りの関係を築き、絆を深め、日頃の見守り活動に活かしていきます。 ○「民生委員・児童委員福祉実態調査」を実施し、地域住民の実態の把握、福祉票等の整理を行い、適切な相談・支援活動に取り組みます。 ○災害時要援護者登録制度の普及を図るため、対象者への訪問活動などに努めます。	継続	
		5	老人クラブ活動への支援	○高齢者が健康保持と生きがいづくりに努めることと、相互の親睦を深め、地域の見守り機能を高めるため、老人クラブ活動への支援に努めます。 ○老人クラブの自主的な活動の支援に向け、活動推進員を配置し、組織作りの推進を行うとともに、市老人クラブ連合会のスケールメリットを活かした事業展開や単位クラブが広域的に連携して活動でき、加入促進が図れるよう支援します。	継続	
		6	地域サロン活動の充実	○高齢者の見守り活動を推進し、介護予防や趣味の場づくりを通じ、身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充に努めます。 ○地域サロンの横のつながりをつくるため、意見交換や情報交換を行い、それぞれの活動の継続と活性化につながる交流会を開催します。	継続	
		7	隣保館における健康福祉事業の推進	○各隣保館において、創作活動や日常生活訓練等の事業を行い、高齢者の福祉の向上を図るとともに、生きがいづくりの一助を担います。 ○誰もが気軽に事業や施設を利用できるサロンを開設し、自宅に閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりや、健康の増進を図ります。	継続	
		8	ケアマネジャーへの支援	○ケアマネジャーが地域の関係機関や関係者と連携し、高齢者を支援できるよう、地域包括支援センターが関係づくりを支援します。 ○ケアマネジャー連絡会議やケアマネジャー所長会において、ケアマネジメントに必要な情報提供や情報交換を行うことで、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上を支援します。 ○効果的なケアマネジメントが実施されるよう、主任ケアマネジャーとともに、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組みを行います。	継続	
		9	事例情報などの収集・発信	○地域活動の取組みがさらに広がり、充実するように、参考となる先進事例の紹介や講演会、交流会などを開催します。	継続	

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
1．地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築	(2)助け合い・支え合い活動の充実	10	介護予防・生活支援サービスの充実	○自分らしい生活に向け、利用者の身体の状況などに応じて、日常生活を充実させる介護予防や日常生活の自立を目指すためのサービスを選択できるよう、多様なサービスの仕組みづくりに取り組みます。 ○介護保険事業所等が担う相当サービスおよび基準を緩和したサービスが、適正に提供されるよう、事業者への指定・指導を行います。	内容変更	【文言修正】 介護予防・生活支援サービスについては、平成29年度から開始されたサービスで、仕組みづくりの段階を終えていることから、「利用者の身体の状況などに応じて、日常生活を充実させる介護予防や日常生活の自立を目指すためのサービスを運用していきます。」に変更する。
		11	地域支え合い運送事業、福祉車両貸出事業等の実施	○地域の多様な主体によるサービスが実施されるよう、地域支え合い運送の取組みを支援するなど、地域の特性や実情に応じた小地域福祉活動の促進を図り、地域の主体的な取組みを支援します。 ○家庭の事情や経済・身体状況などにより、病院などへの送迎が必要な方に福祉車両を貸し出し、必要に応じて市ボランティアセンターの登録ボランティアに送迎を依頼します。	継続	
	(3)在宅医療・介護連携の推進	12	在宅医療・介護連携の推進	○地域の医療・介護サービスの地域資源の現状や、在宅医療・介護連携にかかる先進情報の把握に努め、地域の介護・医療関係者に情報提供・発信を行うとともに、地域の医療・介護関係者から、在宅医療と介護との連携にかかる相談を受ける窓口を設置し、連携の基盤づくりに努めます。 ○在宅医療・介護連携の現状や課題を共有し、対応策の検討や多職種の連携を推進するため、地域の医療・介護関係者が参画する会議を開催するとともに、在宅医療や介護の関係者を対象にした研修会を開催します。 ○地域住民が在宅医療の理解を深め、医療と介護の両方を活用しながら自分らしい暮らし方を考える機会とするため、出前講座や市民講座を開催します。 ○入退院支援の連携の手引きである「入院・退院安心ロード」の活用を促進するため、ケアマネジャーや病院等とツールを用いた事例検討会を開催するなど、普及・啓発に努めます。	内容変更	令和2年5月より、地域の医療・介護関係者から、在宅医療と介護の連携にかかる相談を受ける「草津市在宅医療介護連携センター」を開設していることから、「○地域の医療・介護サービスの地域資源の現状や、在宅医療・介護連携にかかる先進情報の把握に努め、地域の介護・医療関係者に情報提供・発信を行うとともに、地域の医療・介護関係者から在宅医療と介護との連携にかかる相談を受け「草津市在宅医療介護連携センター」を設置し、支援を行います。」に変更する。
		13	かかりつけ医等普及促進事業の推進	○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を普及するために、医師・歯科医師・薬剤師などによる出前講座や相談会を実施します。	継続	
	(4)地域包括支援センターの機能強化	14	地域包括支援センターの機能強化	○地域包括支援センターがその機能を発揮していくために、業務などに応じた体制の検討を行います。	内容変更	地域包括支援センターの機能強化については、「(15)総合相談機能の強化」「(16)地域包括支援センターに適切に相談がつながる仕組みづくり」「(17)介護予防支援事業(ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)・地域ケア会議の推進」も含まるので、第８期期計画への掲載は「(14)地域包括支援センターの機能強化」のみを掲載し、事業内容に(15)～(16)の事業を盛り込んでいく。
		15	総合相談機能の強化	○地域包括支援センターが専門的な相談や困難事例の相談等に適切に対応できるよう、法律分野等、より専門的な職種によるバックアップ体制を構築します。	事業は継続するが当プランへの掲載を行わない	「(14)地域包括支援センターの機能強化」に含まれると考えられることから、第8期計画においては個別に事業を掲載せず、(14)の事業内容に盛り込む。
		16	地域包括支援センターに適切に相談がつながる仕組みづくり	○支援を必要とする高齢者が適切に相談・支援につながるよう、身近な相談窓口の設置の検討や民生委員・児童委員などの地域の高齢者を見守る人たちと地域包括支援センターとのネットワークづくりに努めます。	事業は継続するが当プランへの掲載を行わない	地域包括支援センターの運営の実施にかかる包括的支援事業の一環として取り組んでいる事業であることから、3か年のプランとしてあえて掲載することに適さないため。
		17	介護予防支援事業（ケアマネジメント）・地域ケア会議の推進	○地域包括支援センターにおける総合相談等を通じて、要支援認定者の実態把握に努めるとともに、自立支援を促し、介護予防に効果のある適切なサービス利用に繋げます。 ○要支援認定者および総合事業における事業対象者が、介護予防や総合事業のサービスを適切に利用できるよう、専門的視点から助言を行います。 ○必要に応じて医療・介護の多職種による地域ケア個別会議を開催し、個々の事例から地域課題に対するアセスメント力・ケアマネジメント力の向上を図るとともに、介護予防手帳の普及を推進します。	継続	

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
2．健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進	(1)市民の健康づくりの推進	18	「健康くさつ21（第2次）」の推進	○くさつヘルスアッププロジェクト事業として、健康づくりのきっかけづくりとして、健幸ポイント制度や禁煙推進事業、運動や体力チェック、料理教室などの啓発事業を実施します。 ○乳幼児期から高齢者まで、様々な年齢層の市民に対し、啓発や健康づくりの実践のきっかけづくりを行います。	継続	
		19	第3次草津市食育推進計画の推進	○くさつヘルスアッププロジェクト事業として、食育料理教室や大型商業施設での食育推進デーなど、広く市民に対し、食育推進の啓発と実践ができるよう、関係機関と連携し取組みを行います。 ○健康推進員による地域での食育推進事業に積極的に取り組みます。	継続	
		20	地域の特性に応じた健康づくりの推進	○医療保険および介護保険のデータ分析を行い、関係機関等で情報共有を行います。 ○部局横断的な議論を行う場を設置し、関係機関と連携しながら、データ分析結果や保険事業の評価などを行います。 ○地域ごとに医療保険および介護保険の分析データを活用し、地域の特性に応じた様々な健康づくりへの取組みが住民主体により進められるよう推進します。	継続	
		21	医療費適正化対策事業	○電話勧奨や周知啓発により、特定健診受診率向上を図ります。また、「第2期データヘルス計画」（平成29年度策定）に基づいた保健事業を実施し、医療費適正化をさらに推進します。	継続	
		22	みんなでトークなどの実施	○地域での講座や意見交換の機会を通じ、「健康くさつ21（第2次）」、「第3次草津市食育推進計画」、「草津市糖尿病対策」、「草津市自殺対策行動計画」などの内容を紹介するとともに、自分自身や地域の人の健康を保つために、どのような取組みができるか共に考える機会を設けます。	継続	
		23	健康推進員による健康づくり活動	○地域における高齢者ふれあいサロンなどの事業を通して、健康推進員が地域に根ざした健康づくり活動に積極的に取り組みます。	継続	
	(2)社会参加・学習活動の促進	24	生涯学習などの活動の場や機会の充実	○幅広い市民の学習ニーズに応えるため、大学等と連携した学習機会の提供を行うとともに、地域の学習活動を支える人材育成のための支援講座の実施、学習ボランティアの育成・活動促進、講演会や学習イベントなどの生涯学習情報の発信を行います。 ○草津市美術展覧会などを開催することで市民が身近に文化・芸術に触れる機会を提供します。 ○「シニア健康スポーツ教室」について、参加者の方々との情報交換等によりニーズの把握に努め、柔軟な授業展開を図ります。	内容変更	「シニア健康スポーツ教室」の参加者数の減少に伴い、事業を廃止することとなったため、事業内容から削除し、代わりに「「草津市民スポーツ・レクリエーション祭」やニュースポーツ、健康づくりの事業を展開し、高齢者が身近にスポーツを感じ、気軽に楽しめる機会を提供する」を掲載する。
		25	地域が豊かになる学びの場の充実	○各地域まちづくりセンターにおいて、市民を対象に地域の特性を生かした講座等を実施します。 ○各地域まちづくりセンターが、企画する講座等の情報を、広報紙（地域情報紙、広報くさつなど）やホームページ（まちづくり協議会HP、市HPなど）など、様々な媒体を通じて提供します。	継続	
		26	地域協働合校推進事業	○学区、小・中学校それぞれの特色を生かした、学習・体験活動を実施します。 ○より深い地域資源の発掘や地域人材のネットワークをつくるために、各小学校に配置している地域コーディネーターの情報共有の場を定期的にもつとともに、研修機会の充実を図ります。	内容変更	下記のとおり事業内容を変更する。 ○学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもと大人の学び合いによる地域学習社会を構築するため、学校や地域の特色を生かした学習・体験活動を実施します。 ○子どもの学びを充実したものにするため、市内全小学校に配置する地域コーディネーターのネットワークを生かし、地域資源や人材の発掘につなげ地域ごとに特色ある協働事業を展開します。
		27	長寿の郷ロクハ荘およびなごみの郷を活用した社会参加、生きがい学習活動等の推進	○高齢者福祉施設である「長寿の郷ロクハ荘」および「なごみの郷」において、指定管理者と協議しながら、文化活動や教養の向上、レクリエーション活動を通じた多世代の交流促進を図るとともに、高齢者を対象とした介護予防教室の充実を図るなど、高齢者のニーズに応じた取り組みを進めます。	継続	
		新	高齢者を含む人権課題に対する正しい理解の普及啓発	－	新規	高齢者を含む人権についての正しい理解の促進と差別の解消を目指し、人権セミナー等の実施および教材や図書等の貸し出しを通じた啓発を行います。

第7期基本目標	第7期基本施策	事業番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
2．健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進	(3)生きがいづくり・活躍の場づくり	28	高年齢者労働能力活用事業	○高齢者の豊かな経験を活用し、新たな役割と生きがいを見出せる社会の構築を図るため、公益社団法人草津市シルバー人材センターが行う就業機会の提供や地域に根ざした事業に対して、「草津市高年齢者労働能力活用事業補助金」を交付します。	継続	
		29	地域における拠点施設の活用促進	○高齢者に対する介護予防や健康づくりをはじめとした地域福祉の推進など地域ケアの中心施設として地域まちづくりセンターなどの活用を進めます。 ○地域における拠点施設において、高齢者をはじめ多世代の方が交流し、趣味の会やボランティア活動などを通じて地域活動への参加を促すとともに、住民同士の支え合いの活動の充実を図ります。 ○長寿の郷ロクハ荘、なごみの郷は、多世代交流機能、健康増進機能、介護予防機能を兼ね備えた拠点施設としての活用を図ります。高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、生きがいづくりや社会参加の促進などの一層の充実が求められていることから、両施設においてより良い高齢者施策を展開するために、施設の在り方の検討を行います。	継続	【文言修正】 長寿の郷ロクハ荘およびなごみの郷の在り方検討については、平成30年度に実施済みであるため、「～より良い高齢者施策を展開していきます」に修正します。
		30	高齢者の生きがいづくりの推進	○高齢者がいきいきとした活動を展開し、地域コミュニティの活性化や仲間作りが図られるよう、趣味の活動を広げたり、ボランティア養成講座の開催やボランティアコーディネーターによる相談事業を行う市ボランティアセンター（市社会福祉協議会）などの関係機関と連携を図るなど、地域活動への参加を支援します。 ○長寿の郷ロクハ荘やなごみの郷のサークル活動を市民に広く情報発信するなど、元気な高齢者の生きがいづくりを推進します。 ○ボランティア活動に対するインセンティブを付与すること（介護予防サポーターポイント制度）により、高齢者が積極的に地域活動に参加できるよう支援します。	継続	
		新	福祉活動推進員養成事業	－	新規	地域の担い手不足や高齢者の生きがいづくり、ボランティアの育成等を目指して地域福祉活動推進員の育成を図ります。

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
3 . 介護予防の推進	(1)介護予防活動の地域展開	31	介護予防応援事業の推進	○介護予防(いきいき百歳体操、草津歯(し)・口からこんにちは体操、転倒予防、脳活)に取り組む団体に対して、備品の貸し出しや職員の派遣などの立ち上げ支援を行うとともに、評価や交流会の実施により活動継続の意欲向上を図ります。 ○サポーター養成講座(いきいき百歳体操、転倒予防、脳活)の開催により、積極的に地域で介護予防を進める人材育成を行います。	内容変更	(32)と事業を統合し、介護予防事業の周知・継続支援について一体的な事業として掲載する。転倒予防については、フレイル予防の一部として実施するため、文言を修正する。また、事業名称については「介護予防事業の推進」とする。
		32	介護予防の必要性についての周知	○出前講座(いきいき百歳体操、草津歯(し)・口からこんにちは体操、転倒予防)や高齢者をささえるしくみ等を通じて、運動機能向上や栄養改善等の介護予防の普及・啓発を行います。	内容変更	(31)と事業を統合し、介護予防事業の周知・継続支援について一体的な事業として掲載する。転倒予防については、フレイル予防の一部として実施するため、文言を修正する。また、事業名称については「介護予防事業の推進」とする。
	(2)介護予防事業の充実	33	通所型短期集中予防サービス	○介護予防ケアマネジメント等により、支援を必要とする高齢者に対し、個々の状態や生活環境に応じた機能訓練を短期集中的に実施します。	内容変更	(34)と事業を統合し、通所型・訪問型両方のサービス内容について掲載する。
		34	訪問型短期集中予防サービス	○介護予防ケアマネジメント等により、支援を必要とする高齢者で、通所が困難な人に対し、専門職が居宅を訪問し生活習慣や介護予防の指導を行います。	内容変更	(33)と事業を統合し、通所型・訪問型両方のサービス内容について掲載する。
		新	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	－	新規	○高齢社会の急速な進行に伴い、介護予防事業や生活習慣病の疾病予防・重症化予防等の保健事業を効果的かつ一体的に進めるため、関係部局の連携体制を整えるとともに、地域の課題把握と地域の特性に応じ、フレイル予防の視点を盛り込んだ健康づくりを進めます。 ○地域サロン等への専門職種の派遣や、高齢者の健康づくりへの関心や取組を広げるための健康教室を開催するとともに、健康状態の不明な高齢者への個別訪問による実態把握を行い、必要に応じて適切な支援につなぎます。

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
4．高齢者の住まい・生活環境の整備の推進	(1)高齢者の住まい・生活環境の整備の推進	35	特別養護老人ホームの整備	○在宅での生活が困難であるなどの理由により、特別養護老人ホームへの入所を希望される方が多いことから、広域型特別養護老人ホーム150床を整備します。	内容変更	第8期計画策定にあたり、整備必要数を再度検討したうえで、必要に応じて施設整備を行うことから、掲載内容については後日検討する。
		36	高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	○住宅セーフティネット法に基づく、滋賀県居住支援協議会への参画等を通じて、高齢者を始めとする住宅確保要配慮者の居住先確保を支援します。 ○サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅の適切な供給を促進するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう住まいのバリアフリー化を支援します。	継続	
	(2)高齢者が住みよいまちづくり	37	バリアフリー基本構想に掲げる事業の推進	○市民の誰もが、同じように生活し、活動できる共生社会の実現およびすべての人々が様々な生き方を主体的に選択し、元気と誇りを持てる生活の実現を目指した「草津市バリアフリー基本構想」の策定を受け、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業などの各関連事業所が、基本構想に即した事業を実施するよう、その進捗状況を管理します。	継続	
		38	高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現（ユニバーサルデザイン化の促進）	○「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、届出書の内容を審査し、施設のユニバーサルデザイン化の促進に向け、適切な助言・指導を行います。	継続	
		39	道路のバリアフリー化の推進	○安全な道路環境、誰もが利用しやすい歩行空間の整備の充実を図るため、歩道の整備、歩道の有効幅員の確保、段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを実施し、安全で快適な歩行空間の整備を進めます。	事業は継続するが当プランへの掲載を行わない	道路のバリアフリー化の推進については、バリアフリー基本構想に基づいて事業を実施しており、「(37)バリアフリー基本構想に掲げる事業の推進」に含まれる内容であることから、第8期計画においては個別に掲載せず、事業(37)の内容に含めるものとします。
		40	公共交通ネットワークの整備	○「コンパクトシティ＋ネットワークのまちづくり」の考え方に基づき、市民（地域）・事業者・行政の三者の協働、連携強化による地域の特性に応じた、また将来を見据えた誰もが安全で安心に生活できる持続可能な公共交通ネットワークを構築するために、地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通の充実を図ります。	内容変更	平成30年10月に策定した「草津市地域公共交通網形成計画」に合わせ、事業内容を「「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくりの実現を基本理念とした「草津市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民（地域）・交通事業者・行政が連携、協働して公共交通ネットワークを形成し、公共交通の充実を図ります。」に変更する。

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
5．サービスの質の向上と円滑な利用の促進	(1)在宅サービスを支えるサービスの充実	41	高齢者福祉サービスの充実	○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護保険サービスの対象とならない高齢者等の自立した生活を支えるために緊急通報システム、日常生活用具の給付や貸与、福祉理髪サービス、外出支援サービス、住宅小規模改造助成、ふとんクリーンサービス、配食サービス等を提供します。なお、支給内容等については、利用者のニーズを見極めて必要な見直しを行います。	継続	
		42	すっきりさわやかサービス	○紙おむつが必要な在宅の要介護者の方を対象に、毎月１回紙おむつを支給します。	内容変更	制度も定着したと考えられるため、個別事業として掲載せず、事業名称を「介護給付の充実と適正化」とし、他の事業と併せて検討していく。 （事業番号48,51,52,53,54,55）
		43	ナイトデイサービス	○昼間に利用している通所介護等において、サービスが終了してから翌日まで馴染みの環境で宿泊していただけるよう、宿泊サービスに関する費用の一部を助成します。なお、在宅サービスの充実を図った結果、当該サービス開始時の平成16年では不足していた介護保険の宿泊サービスが市内においても充実している現状を鑑み、当該事業は平成32年度末をもって廃止します。	廃止	小規模多機能型居宅介護や短期入所などの宿泊系サービスの供給量に余裕があったため、第7期計画期間(令和3年3月末)をもって事業を廃止する。
		44	生活管理指導短期入所	○在宅で援助が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームの短期宿泊で日常生活に対する指導および支援を実施します。	継続	
		45	福祉機器リサイクル事業	○草津市内に居住する人で、一時的に歩行が困難である場合等、車いす・杖を最長6か月間、無償で貸与します。	内容変更	事業名称を「福祉機器リサイクル事業、車いす貸出事業」に変更し、事業内容を「草津市内に居住する人で、一時的に歩行が困難となった人の通院・外出に車いすを無償で貸与します。」に変更する。
		46	高齢者電話訪問事業	○65歳以上のひとり暮らしや日中をひとりで過ごす高齢者を対象に、お話し相手（傾聴）ボランティアが、月１～２回、市社会福祉協議会の電話を使用し、電話訪問を行います。時間は、１回あたり30分以内とし、話した内容など個人情報は厳守します。利用者の困りごとなどが話題に挙がれば、必要に応じて利用者本人に同意を得たうえで、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員に相談をつなげます。	継続	
	(2)介護保険サービスの円滑な利用の推進	47	介護保険制度についての啓発	○介護保険制度のサービス内容や制度改正の内容を、パンフレットや広報紙、ホームページ等の媒体を通じて、広く市民に周知します。	内容変更	「(50)ホームページなどを活用した介護サービス事業諸情報の提供」と事業を統合し、制度周知に加え、地域密着型サービス等のサービスについても、様々な媒体を活用し、情報提供を行う。
		48	苦情相談体制の充実	○介護サービス利用者やその家族からの苦情や相談に対応できるよう担当者を配置し、適切なアドバイスを行うとともに、必要に応じて事業所への指導等を行います。 ○迅速かつ的確な相談支援を行えるよう、体制の充実を図ります。	内容変更	制度も定着したと考えられるため、個別事業として掲載せず、事業名称を「介護給付の充実と適正化」とし、他の事業と併せて検討していく。 （事業番号42,51,52,53,54,55）
		49	介護事業所に対する利用者や家族の意見の伝達	○主に地域密着型サービス事業所運営推進会議において、利用者やその家族からの意見内容を整理し、集団指導などの機会を通じて、他の事業所にも伝達を行うことで、課題の共有を図ります。	内容変更	事業名称を「地域密着型サービス内容の充実」に変更し、「(62)地域密着型サービス事業者と地域の交流推進」と併せ、検討していく
		50	ホームページなどを活用した介護サービス事業所情報の提供	○市内の介護サービス事業所の情報について、冊子を作成し、窓口で配布します。 ○ホームページなどのインターネットを使用した情報提供に取り組みます。	内容変更	「(47)介護保険制度についての啓発」と事業を統合し、地域密着型サービス等の情報提供に加え、介護保険制度についても、様々な媒体を活用し、情報提供を行う。
		新	高齢障害者の円滑なサービス利用に向けた連携強化	高齢障害者に対する支援をスムーズに行うことができるよう、福祉部局間および関係機関との連携体制の強化を図ります。	新規	

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
5．サービスの質の向上と円滑な利用の促進	(3)介護給付適正化事業の推進	51	要介護認定適正化の実施	○要介護認定の適正化に向けて、認定調査に関するマニュアルの作成や協議による調査精度の向上ならびに審査会委員に対する研修等による審査精度の向上および円滑な審査会運営に努めます。	内容変更	制度も定着したと考えられるため、個別事業として掲載せず、事業名称を「介護給付の充実と適正化」とし、他の事業と併せて検討していく。 （事業番号42,48,52,53,54,55）
		52	ケアプラン点検の実施	○ケアマネジャーにケアプランの提出を求め、その内容について点検を行います。点検後は、ケアマネジャーと面談を行い、ケアプランの改善点について一緒に確認を行うことで、現状のケアプランの見直しを図るとともに今後のケアプラン作成がより適正で質の高いものとなるように取組みを進めます。	内容変更	制度も定着したと考えられるため、個別事業として掲載せず、事業名称を「介護給付の充実と適正化」とし、他の事業と併せて検討していく。 （事業番号42,48,51,53,54,55）
		53	住宅改修点検の実施	○介護保険制度にかかる住宅改修について、申請者から事前に申請書の提出を求め、書面審査および聞き取りを行います。また、書面審査等で詳細を確認する必要が生じた場合には現場確認を行います。当該事業を通じて、介護保険制度の趣旨に沿った改修工事となっているかの確認を行い、もって適正な給付となるように努めます。	内容変更	制度も定着したと考えられるため、個別事業として掲載せず、事業名称を「介護給付の充実と適正化」とし、他の事業と併せて検討していく。 （事業番号42,48,51,52,54,55）
		54	医療情報との突合・縦覧点検の実施	○滋賀県国民健康保険団体連合会に委託を行い、医療情報と介護情報の突合を行います。また、介護給付について利用サービスの縦覧点検を行います。その結果、介護給付費の過誤が発生した場合は速やかに過誤処理を実施し、適正な介護給付となるように努めます。	内容変更	制度も定着したと考えられるため、個別事業として掲載せず、事業名称を「介護給付の充実と適正化」とし、他の事業と併せて検討していく。 （事業番号42,48,51,52,53,55）
		55	介護給付費通知の実施	○年に2回、介護保険受給者に対して介護保険給付費用額を書面により通知します。この通知で介護保険受給者に自身が利用してされているサービスにかかる経費を認識いただくとともに、事業所からの不正請求を抑制する一助とします。	内容変更	制度も定着したと考えられるため、個別事業として掲載せず、事業名称を「介護給付の充実と適正化」とし、他の事業と併せて検討していく。 （事業番号42,48,51,52,53,54）
	(4)介護人材の確保	56	介護人材の確保に向けた取組みの検討	○今後、必要となる介護人材の確保に向け、国や滋賀県、介護サービス事業所と連携し、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減に資する取組みについて検討を行います。	継続	

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
6．認知症対策の推進	(1)認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	57	認知症サポーターの養成	○子どもから働く世代、高齢者までのすべての市民を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。 ○認知症サポーターの中でも関心の高い人が実際に認知症の人やその家族に対する活動ができるよう、「ステップアップ講座」を開催します。 ○幅広く認知症サポーター養成講座を開催できるよう、認知症サポーター養成講座の講師役である「認知症キャラバン・メイト」を養成します。 ○認知症キャラバン・メイトの連絡会や県内の自治体や先進地との交流会（情報交換会）を開催し、講師活動を支援します。		
		58	認知症市民講座の開催	○認知症の正しい理解の普及と認知症を我が事として捉え、認知症の人やその家族を地域社会全体で見守り、支える意識を醸成するため、認知症市民講座を開催します。		
		59	認知症地域支援推進員の活用	○市および地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が連携し、認知症施策の普及・推進を図ります。		
	(2)認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	60	地域見守り体制の充実・強化	○地域の事業 ることができ ○地域の人が 域見守り体制 び導入支援を ○小学校区を づくりを進め ○高齢者が地 のPRや地域 ○小学校区を じて見守りな ○認知症の人 の居場所づく		
		61	徘徊SOSネットワークの拡充	○徘徊による行方不明者が発生した際に、地域の企業・事業者で構成する「徘徊SOSネットワーク」に行方不明者の情報を提供し、早期の発見・保護につなげます。 ○徘徊の可能性のある認知症の人の情報を事前に登録、関係機関で共有することによって、行方不明になった際の情報共有を迅速に行えるようにします。 ○「徘諧SOSネットワーク」の加盟事業者数を増やし、より多くの関係者が見守りをできるようにするとともに、広く市民にメール配信サービス（徘徊SOS）の登録を啓発します。		
		62	地域密着型サービス事業者と地域の交流推進	○地域密着型サービス事業所が開催する「運営推進会議」や、「学区の医療福祉を考える会議」を通じて、地域密着型サービス事業所が地域とつながりのある生活を利用者に提供するための取組みができるように支援します。 ○地域密着型サービス事業所が、地域住民と交流を持ち、地域とつながりを持つことができるよう、「認知症なんでも相談所」の登録や「地域安心声かけ訓練」等の取組みを提案し、意向のある事業者に対して支援・PRを行います。 ○地域密着型サービス事業所が開催する「運営推進会議」や、「学区の医療福祉を考える会議」を通じて、地域密着型サービス事業所が地域とつながりのある生活を利用者に提供するための取組みができるよう支援します。		

◆掲載方法の変更◆

事業(57)から(75)については、草津市認知症施策アクション・プランにおいて個別具体的に掲載されており、また、アクション・プランについては認知症施策推進会議(令和元年度から附属機関)において審議されたものであることから、草津あんしんいきいきプラン第８期計画では、個別の事業内容については記載せず、アクション・プランにおける基本目標毎の今後の方向性について記載することとする。

第7期基本目標	第7期基本施策	事業番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
6．認知症対策の推進	(3)認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	63	認知所の発症予防の啓発	○糖尿病などの生活習慣病と認知症の関連、生活習慣の改善について、認知症の発症予防の啓発を行います。		
		64	認知症への気付きと対応力の強化	○地域の関係者や医療機関など、地域で高齢者を見守る人たちが早期に認知症に気づき、支援が必要な人が適時・適切に地域包括支援センター等の支援機関や医療・介護サービスにつながるよう、関係機関向けの研修や体制の充実を図ります。 ○市などが介護保険サービス未利用者の状態を把握し、状態や環境などの変化により支援が必要となるタイミングを逃さず支援につなげることができる仕組みを検討します。		
		65	認知症初期集中支援チームの効果的な運用	○認知症の初期より支援が開始できるよう、認知症初期集中支援チームの活用を進め、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに、支援者の対応力の向上を図る。		
		66	認知症の人にかかるケアマネジメントとサービスの質の向上	○ケアマネ 知症の人		
		67	認知症高齢者への支給限度額上乗せサービスの実施	○中重度 ビスを給		
	(4)若年性認知症施策の強化	68	若年性認知症の人の支援	○県レベ 認知症の		
	(5)認知症の人の介護者への支援	69	介護者の負担軽減のための相談窓口の周知・啓発	○介護者 家族の会		
		70	介護者の負担軽減のための支援の充実	○介護に対する知識を深めるとともに、介護者同士のつながりを作り介護者の孤立を防ぐため、家族介護教室を開催します。 ○認知症の人の所在を検索できる機器を無償で貸与します。また、現在のシステムの効果を検証し、より利用しやすい他のシステムの構築について検討します。		
		71	本人・介護者が集える居場所の支援	○体操団体や地域サロン、認知症カフェ等の地域の通いの場で認知症サポーター養成講座を行うことで、認知症の正しい理解の普及と適切な対応の推進を図り、継続して通うことができる居場所となるよう働きかけます。 ○地域の居場所や活動について、PRを行います。		
		72	地域に根ざした介護者への支援の検討	○地域ケア会議等を開催し、認知症の人やその家族の声を反映した地域とつながりのある支援の在り方を検討します。		
		73	成年後見制度の活用の促進	○成年後見制度の普及活動や利用相談を行い、本制度の利用を促進するとともに、市長申し立て手続きや補助金交付など、成年後見制度の利用を支援することで、成年後見制度の活用の促進を図ります。		

◆掲載方法の変更◆

事業(57)から(75)については、草津市認知症施策アクション・プランにおいて個別具体的に掲載されており、また、アクション・プランについては認知症施策推進会議(令和元年度から附属機関)において審議されたものであることから、草津あんしんいきいきプラン第８期計画では、個別の事業内容については記載せず、アクション・プランにおける基本目標毎の今後の方向性について記載することとする。

第7期 基本目標	第7期 基本施策	事業 番号	第7期事業名称	第7期計画における事業内容	第8期計画に向けた事業の方向性	変更内容
6．認知症対策の推進	(6)権利擁護の推進	74	高齢者虐待防止への取組みの推進	○高齢者虐待の防止、早期発見、再発防止を図り、高齢者や養護者を見守る支援方法や体制づくりを検討します。 ○高 援 ○ 二 ○ 支		
		75	地域福祉権利擁護事業利用支援	○ サ も		

◆掲載方法の変更◆

事業(57)から(75)については、草津市認知症施策アクション・プランにおいて個別具体的に掲載されており、また、アクション・プランについては認知症施策推進会議(令和元年度から附属機関)において審議されたものであることから、草津あんしんいきいきプラン第８期計画では、個別の事業内容については記載せず、アクション・プランにおける基本目標毎の今後の方向性について記載することとする。